

令和3年度第10回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和4年1月10日（木） 16時00分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	辻 慎一郎
総務課長	小村 真二	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	圖師 みゆき	美術館副館長	池田 雅光
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	佐土原 隆
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	学校ICT推進センター所長	木田 博
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	田島 里美
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

定第49号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則一部
改正について〕

定第50号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件

(吉野東小学校校舎増築その他本体工事)

定第51号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

定第52号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

定第53号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

6 報告事項

(1) 桜島地域の学校統合に関する要望書について

(2) ECCとの協定締結及び英語AIアプリ導入について

(3) 令和4年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜について

(4) 第60回全日本学校歯科保健優良校表彰について

(5) 市立小・中学校におけるいじめの重大事態の発生及び申立てについて

7 その他

8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和3年度第10回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、津曲委員と立元委員にお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第50号議案は市議会提出前の意思形成過程の案件、定第53号議案は人事・人選等に関する案件、報告事項(5)は個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

**定第50号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件
(吉野東小学校校舎増築その他本体工事)**

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第53号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解囑及び委囑について〕**

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(5) 市立小・中学校におけるいじめの重大事態の発生及び申立てについて

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第49号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則一部改正について〕

承認

教育長 次に、定第49号議案について、小村総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案綴りの1ページをご覧ください。定第49号議案「代決処分の承認を求める件」についてご説明いたします。鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則の規定に基づき教育長が代決いたしましたので報告し、その承認を求めるものです。2ページの改正理由をご覧ください。個人情報の保護に関する事務の取扱いについて、市長の事務部局の例によることを定めるものです。なお、市長の事務部局におきましては、昨年12月に、個人情報漏えい等公表基準を定めまして、令和4年1月1日から施行されており、この例によるものです。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

教育長 なければ、定第49号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第51号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第51号議案について、有満図書館副館長、説明をお願いします。

事務局（図書館副館長） 定第51号議案「鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件」について、説明いたします。議案綴りの10ページをお開きください。改正理由としましては、電子図書館サービスの導入に伴い、電子書籍に係る条文を追加するものです。施行日は、2月2日となります。11ページをご覧ください。新旧対照表で、左側が現行、右側が改正案になります。電子書籍について、第9条は貸出を個人貸出とすること、第13条は貸出点数を一人2点とし、貸出期間を貸出日の翌日から2週間以内とすることを加えるものです。9ページにお戻りください。鹿児島市教育委員会事務委任等規則第2条第1項第2号

の規定により、これを教育委員会へ報告し、その承認を求めるものです。参考までに、電子図書館の利用方法のチラシ案を机上に置かせていただいておりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

教育長 どうぞ。

委員 2週間したら閲覧できなくなるのですか。

事務局（図書館副館長） はい。返却いただかないまま2週間経ちますと自動的に消える形になります。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にございませんでしょうか。

教育長 なければ、定第51号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第52号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

原案可決

教育長 次に、定第52号議案について、佐土原学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） 議案綴りの12ページをご覧ください。定第52号議案「鹿児島市立小中学校区の変更に関する件」について説明いたします。この議案は、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第2条第11号の規定に基づき、校区設定を変更しようとするものです。対象地域は、12ページの表にございますように、西陵7丁目外の地域です。この件については、昨年10月の第7回定例会において、小中学校区審議会に諮問することを報告しておりました。今回は、審議会を経て12月に答申を受けましたことから、議案として教育委員会に諮るものです。それでは、審議会の状況について説明いたします。別冊、定第52号議案関係資料をご覧ください。資料1ページにございますように、審議会は、令和3年11月29日月曜日14時から本センター2階で実施されました。全委員出席のもとで、会次第のとおり開催し、議題にあります西陵7丁目外の区域の小中学校区の変更について御審議いただきました。今回、委員の皆様には事前に資料を配布し、内容を確認の上で、当日審議をいただいたところです。議案関係資料の2ページから10ページは、当日の審議会の際の資料です。ここで、対象地域について改めて説明いたします。資料の4ページの地図をお開きください。AからGで示されている地域は、西陵小・中の校区設定後に、校区である西郷団地に隣接して宅地開発された場所であり、現在は、小学校は全て西陵小以外、中学校はDからGが西陵中以外の校区に指定されている地番となっている場所です。現状といたしまして、AからGまでに居住している全て

の児童・生徒が指定学校変更制度を活用して西陵小・西陵中に通学しており、未就学児についても、今後、西陵小・西陵中への通学を希望している状況です。これらの地域については、これまでも校区変更の相談や要望がございました。今回の諮問はこのような現状を踏まえ、地番の校区指定を現状にあわせるように審議会に校区の変更を諮ったものです。審議会当日は、2ページ以降の資料をもとに5ページから7ページの対象地域の写真とともに、係で撮影いたしました地域の映像を併せてご覧いただきながら、説明の上御意見を求めましたところ、特に異議等もなく、西陵小・西陵中へ校区を変更することを適当と認めるとの答申を得たものです。なお、資料3ページ「4 諮問事項」の表をご覧ください。上から3つ、西陵7丁目と西別府町については、小学校は西陵小以外が指定されておりますが、中学校はすでに現時点で西陵中が指定されておりますので、「変更なし」と記載されていることを補足いたします。資料11ページについては、校区審議会から会を経て、教育委員会へ出された答申書でございますのでお目通しください。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 これは10月に自治会から要望があったということですか？

教育長 8ページ、9ページにある西陵南町内会ですね。

委員 10月22日と書いてありますね。

教育長 そうですね。

委員 そうすると、迅速に対応していただいたと理解してよいですか。

教育長 その辺、いかがでしょうか。課長。

事務局（学務課長） そのように考えていただいて結構かと思えます。

委員 丁寧に対応していただいてありがとうございました。

教育長 他になければ、定第52号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 桜島地域の学校統合に関する要望書について

教育長 次に、報告事項（1）について、小村総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 別添の資料になります。報告事項関係資料（1）をお開きください。「桜島地域の学校統合に関する要望書について」の報告です。めくっていただきまして、要望書の内容です。要望の内容として、1点目は、休校中の高免小学校を含む8校を統合し、義務教育学校として開設していただきたい。2点目は、桜島港ターミナル周辺に建設していただきたい。そして3点目は、無

料のスクールバス等を運行していただきたい。4点目は、統合校は桜島ならではの観光など様々な教育資源を活用し、魅力的で特色ある教育に取り組むというようなことが主な要望の内容です。要望については右側のページ、5つのコミュニティ協議会の代表、各校PTA、いわゆる保護者代表校でございますが、これらの方々の連名により、昨年12月22日に教育長に提出されたものです。教育委員会事務局としましては、この学校統合に関する要望書受けまして、局内に学校の統合に関する検討会を設置いたしまして、今、義務教育学校等の基本構想についての検討に着手したところです。以上です。

教育長 　ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 　地域からあがってきた重要な情報だと思いますが、要望書どおりにやるかどうかという時に、教育委員会側の権限と教育委員会で決められない権限とありますし、また、非常に強い情熱を持って要望書を作っていただいて、これは勿論、傾聴に値することで真摯に検討していかないといけません、やれる事とやれない事について、教育委員会がどの範囲まで決定するのかというところがよく分からないので教えていただきたいです。

教育長 　管理部長。

事務局（管理部長） 　通常、学校の設置者は首長、市長になりこのような義務教育学校を作りたいという話はしております。今の予定で行きますと、どれだけ早く進めても令和8年度に開校という形になりますので、それまでには、学校条例という教育委員会の条例に対して変更等を加えていかないといけないし、義務教育学校を仮に作るとするならば、小学校の免許と中学校の免許を同時に持った教員の配置が必要になってきますので、そういう意味でも県の教育委員会との連携を図りながら教諭の配置等もしていく。いきなり4月からではなくて、前年度にどういう人を配置してもらおうのかなど、関係団体と協議をしていく必要があると思っています。

教育長 　内容的には、3番の項目の「スクールバス」ですが、住民や観光客も利用できるのか。それから、7番の跡地の施設利用等も委員がおっしゃったように、いろんな部局のご理解や、また、教育委員会としての学校の整理というのは今後、教育界の方々と意見交換していく出発点の資料ということで、当事者の方々、教育界の方々とこの予定についてはどんな予定が立っていますか。方向性だけですか。小村課長。

事務局（総務課長） 　まず、局内で検討会を立ち上げましたが、今、基本的な構想案等を検討して、それを一旦、住民の方と意見交換させていただきたいと思っています。これを年度内に2回ほど持ちまして、十分に意見を聴きながら素案を一旦は作り上げたいと思っています。新年度については、「学校整備室」のような組織を設置しようとしており、そこに事務を移管する中で桜島の統合の件をはじめ、市全体のそういったことを分担する旨、法整備しながら進めようと考えております。具体的には4年度中に基本設計までいきまして、5年度までに設計を済ませまして、6年度、7年度に着工、8年度の開校に向けてという

青写真を描いております。

委員　　そうすると、議会は通ったという話ですか。

教育長　小村課長。

事務局（総務課長）　議会については、今からまず基本構想を練った段階で議会には報告し、更に新年度予算については今見積り中ですが、それを計上して、議会にかけるという流れです。

教育長　他にこの件について、ございませんでしょうか。

委員　　今回の要望書にすごく地元の人たちの思いが伝わってきます。意思疎通するのも大変だと思いますが、地域の持続性とか生き残りをかけて持ってきているので、とても丁寧に対応いただいていることはありがたいと思っております。すでに丁寧に説明されていると思いますが、情報量については、市側と地元側で差があるのでそれは仕方ありませんが、期限やなぜすぐ出来ないのかということが信頼関係につながるのので、その辺りに配慮していただきたいです。市長部局も含めて教育委員会は、いろんな利害関係者を調整していく大事な要だと思しますので、是非、良い形で進めていただきたいと思っております。

教育長　ご意見として承っておきます。

教育長　他に、この件について、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教育長　また、この件につきましても是非、報告させていただきたいと思っております。

教育長　それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) ECCとの協定締結及び英語AIアプリ導入について

教育長　次に、報告事項（2）について、山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長）　報告事項関係資料（2）をご覧ください。「ECCとの協定締結及び英語AIアプリ導入」について説明いたします。このことについては、昨年11月に株式会社ECC様から本市への提案がありました。1の目的にありますように、児童生徒の英会話学習アプリケーションを活用した学力向上の実践研究を推進し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ることができると考え、12月にAIアプリの活用希望校の募集を行うところです。3にありますAIアプリを活用するトライアル期間ですが、令和4年2月から令和5年3月までです。4のトライアル校については、今回希望のあった小学校11校と桜島地区の小・中学校7校を無償で提供を受けるトライアル校として決定いたしました。コンテンツの内容等については、学校や自宅等で児童が様々なシチュエーションでの英会話練習が可能なものであり、自分のペースとレベルに応じて主体的に学べる環境を提供することができます。なお、中学校については、資料下の参考にございますように、現在、全県下において英検IBAを活用した英語能力育成事業を実施中であり、令和3～5年度の3年間、

無料で英検形式のテストが受けられることとなっておりますので、今回、募集を行っておりません。協定の締結日については、5にありますように、令和4年1月31日の午後を予定しております。最後に、タブレット端末の見込みも含めた活用状況ですが、参考にありますように、先ほど述べました英検I B Aの他に、令和4年度から、小学校5・6年、中学校1～3年の英語の学習者用デジタル教科書が文科省より導入される予定となっております。また、現在、小・中学校で情報モラルのデジタル教材、「D Q - W o r l d」を導入しております。以上で説明を終わります。

教育長 　ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 　今、いろいろなお試しが来ていると思いますが、これは、ゆくゆくは一つに決まっていくという形なのか。あと、本来の教科書との関係はどのようになるのでしょうか。

教育長 　山下課長。

事務局（学校教育課長）　このような提案があった場合は、我々もまず確認をいたしまして、これなら授業・学校で活用出来るというものを選んでおります。しかも今、いろいろタブレット導入と同時に入っておりますので、手を挙げて活用したいというところでまずやろう。次にその学校で活用していただいて検証していきたいと考えております。教科書との関係については、教科書準拠となっておりますので、そこは問題ないと考えております。

委員 　ありがとうございます。

教育長 　まん延防止等重点措置の期間中ですが、締結は予定どおり出来そうですか。

事務局（管理部長）　多分、出来ません。オンラインか何かでやれないか検討したいと思います。

教育長 　よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 　それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 令和4年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜について

教育長 　次に、報告事項（3）について、引き続き、山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長）　報告事項関係資料（3）をご覧ください。令和4年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜結果について報告いたします。適性検査問題については、机上にお配りしております。1にありますように、選抜は、令和4年1月16日、日曜日に実施いたしました。今年度から、鹿児島大学教育学部附属中学校と同日実施に変更し、中高一貫6年間で学ぶ鹿児島玉龍の魅力を理解する第一志望の児童を確保できるようにいたしました。来年度以降も附属中と同日に実

施いたします。3の日程のとおり、午前中に読解力や表現力等を見る適性検査Ⅰ、論理的思考力や分析力等を見る適性検査Ⅱ、及び玉龍への理解や適応力を見る集団面接を行いました。昨年度までは、午前中の適性検査の後、昼食を挟んで集団面接を行っていましたが、感染症拡大防止の観点から、昼食をなくし、12時45分には最後の面接が終了するように日程を調整いたしました。4の出願者数については、表に平成29年度からの数を掲載しております。平成29、30年度が今年度と同じ日曜日実施の年でした。今年度は293人で、募集定員120人に対し、出願倍率は2.44倍でした。5の当日の受検者数については288人で、欠席者は5人、受験倍率は2.4倍でした。6の選抜方法については入学者選抜委員会を構成し、受検者の適性を総合的に判断し、公正かつ適正に選抜しました。7にありますように、合格者数は120人で、合否結果は、受検者本人宛へ明日1月21日金曜日に郵送することになっております。9の結果発表後の日程については、資料にお示ししてあるとおりです。2月19日土曜日に入学者説明会を実施する予定です。最後に、10の令和5年度入学者選抜検査日についてですが、令和5年1月15日日曜日を予定しております。以上で、報告を終わります。

教育長 　ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

教育長 　よろしいでしょうか。
（なしの声あり）

教育長 　それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(4) 第60回全日本学校歯科保健優良校表彰について

教育長 　次に、報告事項（4）について、池田保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） 　報告事項関係資料（4）をご覧ください。「第60回全日本学校歯科保健優良校表彰」について報告いたします。この表彰は、文部科学省の学校歯科保健参考資料「『生きる力を』はぐくむ学校での歯・口の健康づくり」の理念に基づき、学校教育目標の具現化を目指した活動を推進し、全国的に範とする成果を挙げた学校を表彰するものです。本年度は、「日本歯科医師会会長賞」を山下小学校と吉田北中学校が、「奨励賞」を草牟田小学校が受賞いたしました。この3校は、年間指導計画に基づいた歯科保健指導の充実や、児童生徒会による歯みがきソング作成などの特色のある活動、学校歯科医による個別指導の実施などの様々な取組により、児童生徒1人当たりのむし歯本数の低さや学校歯科医及び家庭・地域との連携などが評価され、受賞に至ったものです。表彰式は、令和3年10月21日に東京都で開催されました「第85回全国学校歯科保健研究大会」の式典において行われ、鹿児島県歯科医師会から各学校に対し、表彰伝達がありましたことを併せてご報告申し上げます。以

上です。

教育長 　ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

教育長 　全国9校のうちの2校受賞ということで、且つ、山下小という一定規模数での達成というのは、草牟田小も、吉田北中もそうですけど、大変素晴らしい実績だと思います。これも歯科医のご指導があつてのことかと思っております。

教育長 　準備しました議題としては以上ですが、教育委員の皆さんから、何かございますか。

（なしの声あり）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 　最後に、事務局から何かありますか。

事務局 　それでは、次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、2月8日、火曜日16時からを予定しております。以上です。

8 閉会

教育長 　それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

【以上】

令和3年度第10回教育委員会定例会会議録

鹿児島市教育委員会会議規則第39条の規定により署名する。

_____ (津曲委員)

_____ (立元委員)